

# 枚方京田辺環境施設組合公平委員会議事規則

平成28年8月4日

公平委員会規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第11条第5項の規定に基づき、枚方京田辺環境施設組合公平委員会（以下「委員会」という。）議事に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第2条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が必要があると認めるとき又は委員の請求があったときに、委員長が招集する。

2 会議を招集する場合には、委員長は、会議に付する事項並びに会議開催の日時及び場所を委員に対し、あらかじめ通知するものとする。

(会議の公開)

第3条 会議は、出席委員の過半数の同意によって公開することができる。

(議事録)

第4条 議事録は、事務職員が作成する。

2 前項の議事録は、委員会の承認を得て確定する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。